

返戻金制度について

新日本国際人材育成協同組合

【返戻金制度に関する事項】

当社の紹介により入社した求職者について、本人の都合による退社または本人の責めに基づく解雇により雇用契約を終了した場合、受領した紹介手数料から下記に定める金額を求人者に返還致します。

- | | |
|---------------------------------|-----|
| (1) 入社辞退及び不採用の場合 | 無請求 |
| (2) 入社後一ヶ月以内に退職又は雇用契約終了した場合 | 70% |
| (3) 入社後一ヶ月超三ヶ月以内に退職又は雇用契約終了した場合 | 50% |